

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

行田市長 行田 邦子

市町村名 (市町村コード)	行田市 (11206)
地域名 (地域内農業集落名)	北河原・酒巻地区 (上組・久保・里前・天袋・立野・新田・酒巻上組・酒巻下組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年11月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・主要作物は水稻で、地域内で耕作する担い手(認定農業者等)は34者。
- ・大規模に農業を行う担い手は少ない。
- ・昭和44年、46年、49年、55年及び平成10年に基盤整備事業を実施している。
- ・多面的機能支払交付金事業を活用している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米麦を中心としつつ、大豆や野菜等の転換作物の作付拡大を図っていく。
- ・認定農業者を中心に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等の受け入れを促進する。
- ・多面的機能支払交付金事業を継続して活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	182.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	182.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を対象区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積・集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
従前と同様に機構への農地の貸し付けを推進することで、規模拡大を希望する区域内外の認定農業者等への農地集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和44年、46年、49年、55年及び平成10年に区域内農地の基盤整備事業を実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスの情報収集に努め、活用可能なサービス等があった場合は活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③担い手不足の状況下でも効率的に耕作ができるようスマート農業の導入を推進していく。
 ⑩地域計画区域内の農地転用に伴う区域の除外については、農業を担う者へ書面により通知し、一定期間意見を募集する。この通知により、協議の場の開催及び協議したこととする。